

別表第 1

保育標準時間・保育短時間認定を受けた子どもの保育料 (月額)

世帯の階層区分		徴収基準額	
階層区分	定義	保育標準	保育短時間
第 1 階層	生活保護世帯	0円	0円
第 2 階層	町民税非課税世帯	0円	0円
第 3 階層	町民税所得割課税額 48,600円未満	13,600円	13,400円
第 4 階層	48,600円以上 72,800円未満	17,300円	16,500円
第 5 階層	72,800円以上 97,000円未満	21,000円	20,000円
第 6 階層	97,000円以上 133,000円未満	26,000円	25,600円
第 7 階層	133,000円以上 169,000円未満	31,100円	30,700円
第 8 階層	169,000円以上 301,000円未満	36,900円	36,300円
第 9 階層	301,000円以上	42,700円	42,000円

備 考

- 1 「満 3 歳未満保育認定子ども」とは年度の初日の前日（以下「基準日」という。）において 3 歳未満である保育の提供を受ける子どもをいう。
- 2 「保育標準」とは遠別町保育の必要性の認定に関する条例（平成 26 年条例第 16 号。）第 4 条第 1 項の規定による 1 月当たり平均 262 時間までの保育の必要量の認定を、「保育短時間」とは同条第 2 項の規定による 1 月当たり平均 200 時間までの保育の必要量の認定をいう。
- 3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、次表に掲げる徴収基準とし、多子計算については、第 5 条の規定にかかわらず、2 人目以降は、無料とする。
 - (1) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ① 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ② 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

- (3) 「その他の世帯」…保護者等の申請に基づき、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認め
た世帯

世帯の階層区分		徴収基準額	
階層区分	定義	保育標準	保育短時間
第 1 階層	生活保護世帯	0円	0円
第 2 階層	町民税非課税世帯	0円	0円
第 3 階層	町民税所得割課税額 48,600円未満	6,500円	6,400円
第 4 階層	48,600円以上 72,800円未満	6,500円	6,400円
第 5 階層	72,800円以上 97,000円未満	6,500円	6,400円
第 5 階層	72,800円以上 97,000円未満	10,500円	10,000円

別表第 2

延長保育			預かり保育料		一時保育料		
30分以内			1時間当たり		半日当たり (4時間)		
3歳児未満	3歳児	4歳児以上	3歳児	4歳児以上	3歳児未満	3歳児	4歳児以上
100円	70円	60円	190円	170円	850円	600円	550円
1時間当たり					1日当たり (8時間)		
3歳児未満	3歳児	4歳児以上			3歳児未満	3歳児	4歳児以上
210円	150円	130円			1,700円	1,200円	1,100円

備 考

- 1 教育認定子どもに係る預かり保育料については、月額 11,300 円分までの利用については、無料とする。
- 2 教育認定子ども及び満 3 歳以上保育認定子どもに係る一時保育料については、月額 25,700 円分までの利用については、無料とする。